

総合評価諮問会議設置要綱

(総 則)

第1条 独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、調査研究及び研修等において適正で質の高い事業運営を確保するため、独立行政法人労働政策研究・研修機構業績評価規程（以下「業績評価規程」という。）第3条第4項に基づき、総合評価諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。

2 諮問会議は、以下の各号に掲げる評価を行い、意見を述べるとともに、必要な場合には、改善事項を指摘する。

一 業績評価規程第4条第一号に定める事前評価

二 業績評価規程第4条第三号に定める事後評価

(組織及び委員)

第2条 諮問会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、内外の労働に関する事情及び労働政策等について学識及び経験を有する者のうちから、機構理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、原則として当該委員が委嘱された年度を含む中期目標期間における業務実績の事後評価終了までとする。

4 委員は再任されることができる。

(会 長)

第3条 諮問会議に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、諮問会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議 事)

第4条 諮問会議は、原則として毎年度2回、機構の理事長が招集する。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開くことができない。

(部 会)

第5条 事業に固有の高度に専門的な観点から評価を行う必要がある場合には、諮問会議の下に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定めるところによる。

(庶 務)

第6条 諮問会議の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月5日より施行する。